

第二十二回国会
衆議院

内閣委員會議録第三十号

昭和三十年六月二十九日(水曜日)

午前十四時四十六分開議

出席委員

委員長 宮澤 胤勇君

理事 高橋 順一君 理事 辻 政信君

理事 床次 徳二君 理事 江崎 眞澄君

理事 高橋 等君 理事 森 三樹二君

大村 清一君 長井 源君

林 唯義君 保科善四郎君

眞崎 勝次君 栗山 博君

山本 正一君 大坪 保雄君

越智 茂君 小金 義昭君

田中 正巳君 福井 順一君

西ヶ久保重光君 飛鳥田一雄君

下川儀太郎君 長谷川 保君

受田 新吉君 中村 高一君

矢尾喜三郎君

出席國務大臣

國務大臣 大久保實次郎君

出席政府委員

總理府事務官 三橋 則雄君

(恩給局長)

委員外の出席者

専門員 龜井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

専門員 安倍 三郎君

六月二十九日

委員田原春次君、杉村仲治郎君及び船田中君辭任につき、その補欠として受田新吉君、矢尾喜三郎君、越智茂君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件
恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(高橋等君外百十一名提出、衆法第二八号)

○宮澤委員長 これより會議を開きます。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を継続いたします。暑中の折柄、上着を脱いで質疑応答することにしたし、しよう。長谷川保君。

○長谷川(保)委員 今回の恩給法改正に際しまして一番重点になりますところは、實際問題といたしましては、やはり仮定俸給の問題が大きな問題であると思ふのであります。昨日最後はこの点についていろいろ伺ったのであります。昨日承わったところではどうもふに落ちない点がありますので、もう一度繰返して伺いたいと思ひます。

(委員長退席、床次委員長代理着席)
普通恩給の仮定俸給の問題で高橋議員に伺いましたが、兵の例をとって、兵の仮定俸給が年額七万九千八百円、従つて一月六千六百五十円の月給というわけだが、これではあまりに少ないではないかというところを伺ひたい。また、この例に、いや、この俸給六千六百五十円のほかに食糧あるいは住居、被服等が入っているんだ、だから相当なものになるんだというふうな御答弁をいただいたと思ふのであります。念のために伺つておきますが、さように

解釈いたしてよろしうございますか。

○高橋(等)委員 昨日その質問に対するお答えは、恩給法特別審議會でそうした標準で仮定俸給をきめたのは、おそろしくそういうことも入つておるんではないかと推測せられるが、私としてはこれは推測であつて、的確なるものをつかんでお話ししておるわけじゃない、ただそういうこともあるのじゃないかという意味のことを申し上げたのであつて、あとは特別審議會の審議を、その特別審議會の委員に聞かなければわからない。そこでちょうど特別審議會へ恩給局長の方が當時常に列席しておつたはずでありますから、何でもしたら恩給局長の方に御質問願へば適當で、私に御質問下さる点ではないと思ひますので、私はただ想像的な意味のことを申し上げたのでございます。それは速記をこらんなさればすぐわかります。

○長谷川(保)委員 私の伺ひたい重点は、つまりこれは非常に少いじゃないか。昨日も申し上げましたように、兵と申しますと、みな応召兵と見てよろしいわけでありまして、従つて恩給の理論として、公務に従つたために失ひました経済の取得能力の減損に対して、國家もしくは地方経済がこれを補てんするのである、こういう恩給理論はほとんど確立していると言つていいと思ふのであります。そういう考え方からしますと、召集兵の経済取得能力の減損を補てんするその基礎になるべき仮定

俸給というものは、月額六千六百五十円ではひどいじゃないか、こういうことを昨日申し上げたわけでありまして、六千六百五十円というのは非常に低いからこれはどうかというのに対して、高橋議員とせられましては、いやまだこのほかに住居費や被服費や食糧費というものを考へているんだ、こういうようなお話だつた。それでもつとこれが高くなるものだといふならいいのであります。ただ非常に低過ぎるじゃないかといふことが私の伺ひたいところなんです。

恩給局長、これは高橋委員が今おっしゃつたように、また別に何かがあるんだ、だからこれだ、いんだ、こういうふうな金額を考へてよろしいのですか。私は少し違ふと思ふのであります。局長の御意見はどうなんでしょうか。

○三橋政府委員 軍人恩給が停止せられる前にあつた、旧軍人の方々に對します恩給の年額はどういふふうにして算出されておつたかと申しますと、一定の仮定俸給が設けられまして、その仮定俸給を基礎といたしまして、現實の給与のいかんにかかわらず、その仮定俸給を基礎といたしまして恩給年額が計算されるようになっておりました。これは昭和八年以後のことだと思つておられますが、そうなのではありません。その仮定俸給といふのは、二等兵のところでございますと四百五十円、それから一等兵のところは四百九十五円であり、上等兵のところは五百四十円、兵長のところで六百

円、それから伍長になりますと六百七十五円といふふうな、上の方になるに従ひまして若干ずつ多くなつておつたのでございます。そこで恩給特別制度審議會におきまして、旧軍人の方々に對しまして恩給を、また旧軍人の遺族の方々に對して扶助料を支給するに當りましては、今長谷川委員の仰せられますようなことも一応は考へられたのでございますが、問題は、文官の人々とそれから軍人であつた人々と、また軍人の遺族の方々と文官の遺族の方々と両方のことを考へました場合に、かつて同じように取り扱われておつた方々に對しましては同じような取扱ひをする、こういうふうな基本的なものの考へ方に立ちまして恩給年額計算の基礎方式をきめる、こういうことに相なつていた次第でございます。そういうこととからいたしまして、今長谷川委員の指摘されましたごとく、兵長のところは少い金額といへば少い金額でございますが、現在のような金額に相なつたような次第でございます。

○長谷川(保)委員 だから私が昨日來念を押して繰返し繰返し伺つておりましたのは、職業軍人はそれを職業としておつたからその俸給でよろしい、あるいは文官の諸君はその文官が職業でありますから、職業としての俸給を受けておるわけでありまして、だからよろしいと思ひます。ところが応召兵といふのはそうじゃありません。応召兵といふのは、たとえば八百屋さんをして、今日のことと考へますれば、

一カ月収入が五万円ある。ところがそれを應召されて、今の話では、これで見られますように、どういう形式で持ってきたにいたしましても、いわゆる仮定俸給であります。一カ月の俸給が六千六百五十円ということで定められたのはあまりに不公平じゃないか。それだから、應召兵はこういう考え方です。つまり先ほどの局長のお話でありますれば、この仮定俸給の基礎になりましたのは、やはり根本的に申しますれば、いろいろな事情があつていろいろ書いてはありますけれども、しかし基本的な考え方というものはやはり應召兵としての勤務しておりました当時の俸給であります。その俸給を幾らか粉飾してある、こういうわけでありまして、でありますから、その俸給を基礎としていくという考え方が、根本的に間違ひではないか。應召兵は職業ではないわけでありまして、職業ならばいいのです。職業ならば職業としてふさわしい給料をもらつておつたのでありますからそれを土台にしていけれども、應召者というものはそうではない、これは便宜です。いわば兵隊として、あるいは下士として、あるいは下級將校として勤務いたしますのについての便宜——將校の方は將校としての俸給が出ておるのだらうと思ひますが、下士官以下となりますと、今日でいへば小づかい的なものです。だからそういうものを基本としてやつていくところ、非常に間違ひがある、そう私は思うのであります。だから月割にいたしまして、兵長までが六千六百五十円ということ、今日これを処理されるというけれども、こういう考え方に根本的な誤りは

ないか、これが私が昨日来て伺つていない点なんです。これが間違ひだということになりますと、この改正案自体が根本的にさらに変えられなければならぬわけでありまして。こういうわけで、私は繰り返してその点を押しておるわけでありまして。そうしないと、この恩給法の改正というところは意味をなさなぬものにする、今日の時代で考へて、より筋の通つた、道理の通つたものにするということではなければならぬが、その一番肝心なものの仮定俸給において全く不合理の中に入つておるといふすれば、この点を改訂しなければならぬ、こう思ふわけですね。職業軍人は当時の俸給を土台としてよろしいのでありますけれども、應召者というものをそれで律してはいけません。別な考えで律しなければ、これは不公平は少しもとれなくて、今回の改正で先ほど指摘したような金額で参りますと、より不公平ははなはだしくなつて参つていくことになるのであります。そこでこの点を私は繰り返したいわけでありまして。だから、そういうような應召軍人をこういう数字の仮定俸給で律するということとは正しいか正しくないか。私は正しくないと思ふのでありますけれども、この点大臣はどう考へになりますか。

○大久保國務大臣 この点はきのうも申し上げたのであります、とにかく日本の恩給法はこういう軍人の階級を認めて、これを基礎として現在支給しておる。それをさらに今回は追加して率を増加する、こういう基礎に立つておるのでありますから、従来の給与体系に影響を及ぼすようなことはなるべく避けたいという觀念が一つと、もう一つは、あなたの言うのは一つの理論かも知れませんが、実際にこれを施行することになつて参りますと、一番数の多いのは兵士であります。これに多額の金を支給せよといったらとても国家の財政が許すまい、こういう困難が伴つてくると思ひます。この二つの点を考へまして、まずこの原案でいいだろう、こういう考へを持っております。

○長谷川(保)委員 だからその点は昨日私が鋭く申し上げましたように、予算上の理由、財政上の理由だということであれば、皆さんの考へ方は一つの考へ方でありまけれども、しかしそれならばそれで、少い財政は少い財政で、それをできるだけ有効に使うように、下に厚くしなければならぬのじゃないか。月割にするとどういふふうな今の六千六百五十円になりますか、高い橋委員が昨日お答えになつたのは根本的に誤りだと思ふのであります。もちろんこの中には養具代も被服費も食糧費も住居費もみな入つておるに違ひないのではありません。これは間違ひないと思ひます。それでなかつたら變であります。そういうことで六千六百五十円というものを仮定俸給として考へておるに違ひないのであります。でありますから、六千六百五十円というものはほんとうにひどい。これがさらに数が多いから少くても仕方ないのだ、数が少い上の方はもっとたくさん出して大したことになるから、上の方はたくさん出す、こういう考へ方はどうにも納得ができません。少いならば少いのをまことに犠牲のはなはだし

かつた應召者の遺家族の方に持つていくべきじゃないか。昨日辻先生がおつしやいましたように、自分は恩給をもらつていない。これは日本人としましてはそういう心がけを持つのは当りまゝであります。恩給さえもらわぬというようにお考へになる筋もあるのです。これはなるほど号俸で言えば上が二号俸、下が四号俸だけれども、金額で言えば、昨日言いましたように、おそろしく違つて参ります。上は普通恩給で、表面から見ると大將が七万七千二百円値上りするが、兵の方は六千四百円しか上つていない、これほど違つたのであります。昨日もちよつと言いましたように、これも私の方が正しいと思ひますけれども、公務扶助料の場合で申しますと、大將は六万五千六百二十円、兵の方は八千四百八十円値上りする、表面だけから見ても、大將は二十万五千七百円になるが、兵隊は三万五千二百四十五円にしかならない。統計から申しますれば扶養家族はそれぞれ一人、ですから下の方を厚くする方がほんとうじゃないか、こういうような改正案をお出しになるのは間違ひではないか、こういう仮定俸給を実施していくのは予算上の理由からだ、これはどうしても納得できない。だから下はいつても粗末にしていく、もっとほかの言葉で言えば、農民、勤労者等、いわゆる勤勞階級は多数であるから、このものは国家はいつでも薄く扱つてよろしい、ごく一部の大資本家や、あるいは社会の上層階級のものには厚く扱つても人数が少いから国家としては大した問題でないからよろしいというやうな理論です。これは理屈として成り立たない。その辺に旧封建的な

時代のおいがあるから、新しい時代にこういうにおいをもつてはいけません。というのが私の考へ方、私の考へ方なんです。どうですか、この点もう一度大臣の率直な御意見を承りたい。

○大久保國務大臣 今申されましたのはあなたの一つの考へ方でありまして。決して私はあなたの考へ方には反対しませんが、現在、現在ある恩給法の改正案を審議しているのです。現在の恩給法はこういうぐあい、現に等級にわかれて支給しているのです。この事實は否定できないし、またこれはこわすわけにはいかない。変えればいいと言ひけれども、ただいまは皆さんの金が必要で、そういうことはできません。

○長谷川(保)委員 下が多くて財源が少いから薄くしてよろしいという理論はどこから出てくるのですか。

○大久保國務大臣 薄くしてよろしいということは申さぬけれども、数がたくさんなために財政が許さぬのでできないと言ふのです。

○長谷川(保)委員 下の方は数が多くて財政が許さぬから厚くするわけにはいかぬから薄くしておくが、上の方は数が少いから厚くするということがなつております。昨日来数字を指摘して申し上げたのであります、大將は普通恩給で七万七千二百円ふえておるが、兵隊は六千四百円しかふえていない、これは事實やつておるじゃないですか、この事實をどうするのです。

○大久保國務大臣 これはきのうも話したのでありますけれども、今日の実際の世の中を見ますと、現にここにいられる方もそうですが、役所の人を見まして

扶助料がちやんと残っている。一般勤労者の方には何も無い。あとに残ったものは惨たんたるものである。そういうことで、今のお話は承わりかねますけれども、しかしこれ以上この点を申し上げましても、確かにお説の通り立

別の面から考えてみたいと思うのであります。

てくるのであります。それは御承知の
ように、厚生大臣も言っております

も、すでに恩給が一兆予算でもって一
千億をこえる、こういうことになって

す。過去の恩給の狀態を調べてみますと、一九二三年に恩給の全額が約一億

十年後の一九四三年になりますと、人員において二・六倍余、金額において

万円という膨大なものになりました。
当時の金であります。それで恩給亡国

あります。今回もこの軍人恩給の問題につきましては、年がたつに従つて下つていゝといふ思想が考へられます。

が、しかしそれが解消するまでにおそ
らく四十年くらいは考えなければなり
ますまい。そこで合ってくる面が

出てきます。一方では自衛隊が恩給をとって参る。これが十年後には恩給が廃止して参る。あるいは早く廃

生する人もありましょう。ですから、やはり二十年後くらいに非常に重大な

この点につきましては、やはり国民年金制度というようなものを十分考えま

さみましてもけっこうであります。な
ぜならば国民的公平の見地に立つて、
全国民に対して平等に扱うからであり
ます。これは幾ら負担がかりかまして
もいいのであります。しかし先ほど来
お話しのように、この国民的公平の
原則に立つてはなくて、一部の方々
のためにこれがなされる。これが許さ
れるのは戦争犠牲がはなはだしかった
からということであります。戦争犠牲
のはなはだしかった傷病者、戦死者の
遺族、そういう応召軍人に対して集中
的にこれを国家補償すべきというのな
らばわかります。そうではなく、今申
しましたように、国民年金制度はどう
したって行われますよ。行われなけれ
ば憲法違反である。憲法第二十五条の
後半に、国は社会保障制度、公衆衛
生、社会福祉の増進に絶えず努めなけ
ればならないと書いてある。だから前
進していくのです。また社会の趨勢か
ら申しましても当然近い将来にできる
のが当りまえであります。そのときに
この恩給受給者がそういうことになら
ないように考えるといつたって、そう
いうことは財政的な見地から申しまし
ても不可能であります。国民年金制度
ができるという見通しは万人が万人認
めなければなりません。しかし両方と
もこれを給与するということは、これ
は財政上言うまでもなく不可能であり
ます。今日のこれだけのものを出すに
しても、下級軍人諸君、応召軍人諸君
の数が多いうえにこれを増すことが
できないというならば、そのときだっ
てできるはずがないのであります。そ
れならば今から見通しをつけないけれ
ばならないじゃないか。今から見通しを
つけて、そういうときになって不公平

のないように、何だ、恩給は高級軍人
ばかりだ、下の方はその税金を出す方
に回された、そういう不公平のないよ
うに今からそれを考えなければならな
い。私は国家の将来のことを見通して
考えますゆえに、この御提出になりま
した改正案というものはもう一つ改正
しておかないと、こういう改正案では
どうも不公平をはなはだしくするとい
うことをここに申し上げざるを得ない
のであります。大臣どうお考えになり
ますか。

○大久保国務大臣 前に申しました通
り、まだ年金法案には無関係の法案で
あります。あなたの御心配の点は、
さつき申しました通り、年金法ができ
ました場合に、手かげんによって訂正
し得ると思ひます。あなたの御心配を
なくすることができると思ひます。

○長谷川(保)委員 そんなようなこと
はできるはずがないのであります。普
通の頭を持つてゐる者ならばだれでも
わかります。けれどもこれ以上追及い
たしましても御返事にお困りになると
思ひますから、他の問題で考えて参り
ます。

昨日もちよつと触れたのであります
けれども、この改正案の仮定俸給及び
それから出て参ります普通恩給、公務
扶助料を見て参りますと、なるほど表
面から見ますと将官は二号俸上りであ
る、佐官は三号俸上りである、尉官以
下の下級軍人は兵に至るまで四号俸の
値上りである、こういうことで、表面
はいかにも上に薄く下に厚く改正がさ
れるように見えるのでありますけれども
——昨日ちよつと申し上げて議論に
入る前に時間が過ぎてしまいましたので
中絶いたしましたので、この点をも

う一度繰り返しますが、昨日申しまし
たように、なるほど今度のものは普通
恩給で見て参りますと、大將は年額二
十四万二千円の普通恩給を受けること
になるのであります。ところがこれを
恩給の実情に従つてしさいに検討して
参りますと、御承知のような年数の加
算がございます。

〔床次委員長代理退席、委員長着
席〕

年数加算は、十二年を越えす一年に
対して百五十分の一がふえていくわけ
でございます。こういうようにして考
えて参りますと、事實は大將程度にな
りますと、全部が四十年の恩給年限
を、在職年限を持つておると考えてよ
ろしいのでありますから、もしそう考
えて参りますと、一割八分の値上げに
なる。事實は二十四万二千円であら
う、二十八万五千五百六十円というも
のになつてくるのであります。従いま
して、こういうような事實を見て参り
ますと、大將の値上りは、普通恩給に
おきまして今回の値上りで九万一千百
円値上りしてゐる。ところが、たとえ
ば曹長で考えてみましようか。曹長で
例をとつてみますと、たとえれば兵隊
から一生懸命をやつて、戦時加算があ
つた、あるいは満州に駐屯しておつ
た、朝鮮に駐屯しておつた、当時の支
那に駐屯しておつたといふことで、加
算がついておつた。加算が一ぱいにつ
いたから、ここであるべく早くやめよ
うといつてやめた、こういう方々がた
くさんございます。下士官の恩給を
とつてゐる方々では、そういう方々が
多いと思ひます。こういう方々
は、御承知のような今度の改正案によ

りまして、あるいは今までの恩給法
によつて考へましても、この加算年と
いうものはとつてしまふ。従いまし
て、実在職年でいく。そうすると、大
體最低の額でいくわけですが、恩給法の
附則十四条でございまして、その最低
の額でいくわけですが、従つて、百五十
分の二十五といふものが普通恩給にな
るわけでありまして、仮定俸給で百五十
分の二十五が普通恩給であります。つ
まり六分の一になるわけでありまして。
従いまして、曹長でも普通恩給は五千
四百三十三円にしかならない。こうい
う計算が出てくるのであります。恩
給局長、私の今申し上げておるのは間
違ひでしょうか。私の計算ではどうし
てもそうなるのであります。そうなる
ことはあり得ますか。

○三橋政府委員 突然のことではござ
いますので、今のお話のごとき大將は一
割八分増し、そういうことになるか、
あるいは曹長がそうなるか、検討いた
してお答えいたします。ただ百五十分
の二十五になるというお言葉がござい
ましたが、それは間違ひございませ
ん。

○長谷川(保)委員 その点は間違ひな
いのです。百五十分の二十五という最低
の恩給のところ、それ以下はそこま
で下ることがあり得るわけですが、だ
か今の仮定俸給で、曹長の仮定俸給九
万七千八百円、つまり六分の一にいた
しますと、五千四百三十三円という数
字が出てくる。だから表面から申しま
すと、上が四号、下が二号となります
けれども、事實から申しますと、とん
でもないことになる、こういうことが
あり得るわけですが、だからこの恩給法
は、恩給を実施しております事実から

判断して参りますと、非常な間違ひが
入つてゐる。すでに今までの旧恩給自
体が間違ひである。だから私は反対し
たい。同時にこの改正案自体も、それ
が大どころでは何らは正されておらな
い。前にも申し上げましたように、な
るほど是正されてゐる点は私の主張が
幾分通つたところもございまして、そ
の点は私も同感で、御同慶にたえない
のでありますけれども、しかしこの根
本の大きな問題になりますと、ただ
いま申しましたような表面と全然違つた
事實が出てくるのであります。今恩給
局長がおつした通りであります。

それです。それです。これは御改正になるな
らばもつと根本に突つ込んで改正をし
なければならぬ。たとえば恩給法でや
るにしましても、根本的にもつと考へ
直さないと、たとい恩給法を認める
いたしましても、旧軍人に恩給法を適
用するにいたしましても、はなはだし
い不公平といふことになつて、公平の
原則と違つてしまふのであります。だ
からこの点はもつと根本的に考へ直
しになるべきだと思ひますのでありま
す。どうでしょうか。

○高橋(等)委員 昨日もお答えを申し
上げましたように、長谷川さんのお話
しになるような例もございまして。例を
引きますといふいろいろの例があるので
ございまして、それなるがゆえにこの恩
給金額表といふものが間違つておると
は私は考へておりません。文官との均
衡をとるといふ大前提のもとにこれを
組み立てております。そこで、今の御
議論の点で、はなはだ恐縮でございま
すが、加算を差し引くためにこういう
ようになるのはけしからぬというよう
な御意見のように承りまするけれど

も、委員の御質問に対して御質問申し上げるのはなほだ、恐縮であります。が、あなたは加算制度というものを認めの上でその立論をなされているのか。おそらく加算制度はお認めにならないのだらうと思う。それで、そういうことがあるから国民年金でやれ、こうおっしゃるのだらうと思うのでござります。以上行っているという方ではないのであります。だから、こういう事実には照してまして、下士以下では十二年以上のものにないから、ここにどうしても減算されてくる、職業軍人の方で、ことに高級の方々に必ず年数の加給がある、こう断定して間違いないと思うが、高橋さんどう思いますか。

○高橋(等)委員　それも立論の根拠が非常に断定的過ぎると思うのです。下士官以下で恩給がついている人も、戦時中はやめようにも実はやめていないのです。これは実情は今日ならおわかりになると思うが、そこで相当の長い期間の勤務が行われている。あなたのぶっしやるのは、非常に古い詩の場合にそういうことはあったでありまして、ですから一がいにその点は突つ込めないと思います。ただ、加算をやめたために損害をこうむるといいます。

○長谷川(保)委員　しかし、一般論的に考えましても、職業軍人の高級軍人というのは、何と申しましても十三年以上勤務しているわけにあります。それ以下という方は高級軍人におきましてはまずないと見てよろしい。戦時のことでありますから、少佐くらいまでか、収入が減りますのは、将官も佐官も、内地へずっとおった人は別ですが、ほとんど戦時中はいろいろな戦地にまたがった勤務が多かったわけでありますから、この点はやはり同じような考え方で見えていくのが妥当じゃないか、こういうふうに考えます。

は旧の士官学校を出た方で行っている方もございまいしょうけれども、大体一般論としまして、職業軍人で上級將校になりますれば、十三年以下なんというところは全然あり得ないと見てよいと思う。だから、一般論でありますけれども、こういう職業軍人の方々としては大体年数加算ができていゝということとは当然であります。ところが下士以下におきましては、今申し上げましたように、恩給がついたというてやめるといふ皆さんが多いのであります。十二

○長谷川(保)委員　そういう考え方は私はどうしても違うと思う。事実違ひましよう。なるほど下士以下で今の階級にあられる方、准士官以下にあられる方は、何と申しまして、あなたがおっしゃったように、戦時中ですからやめたくてもやめられなかったでしょう。しかし大体下士以下の方は、召集されたり解除になったり、また召集されたり解除になったりこういうことです。こういうことから、今度の御承知のような一年以上引き続きというよう

な改正がなされてきて、今までの七年以上引き続きというのは、あなたの改正案でも改正されてきたと思う。だから行ったりやめたり、行ったりやめたり、こういうことで、まず一般論として十二年以上いっている方はないと見てさしつかえないと思います。そうすればそれは全部、たとい古いことでもど古くから勤めて階級が佐官とか将官になるのは、相当年限加算があるのでしょう。しかし下士官の場合でも出たり入ったりというような例ももちろんありますよ。しかし職業的にそれをやられておった方はそうじゃないのですから、ほんとうは引き続いてやっていくのです。しかも相当長年にわたって

あつても今日のこゝでも、それぞれ百五十分の三・五ずつ一年間において引かるべきであります。事実お出しになりました改正案のこの仮定俸給の出で参ります数字を見て参りますと、昨日お示しいただきました普通恩給を見て参りますと、下土以下においてはこの名目によつて減つていくのは当りません。

おやりになつておると私は原則的にさう考えます。しかしこれは水かけ論になりまますから、一つこの辺で終つておきたいと思うのでございます。たださういう意味合いにおいてあなたのを認める点もちろんあるわけでございます。それは御了承願ひたいと思ひます。

じやないのですか。当然の結論であります。どう考えましてもそうならざるを得ない。しかしあなたがお考えになりましたも、大將はともかくといいたしまして、佐官以上の方々で、十二年以下という方々はあるでありまして、佐官以上の方々はほとんど十三年以上の方ばかりであります。大佐將官においてはそうであります。中佐、大佐それらはみなそうであります。だからそこで減額される人はない、これは

○長谷川(保)委員　それ以上申し上げても何でありますからその辺にいたしておきますが、要するに私の質問の趣旨はこういうことになる、表面上が二号、下が四号というてもそれはそうでなくして、しっかりと事実に基づいてこれを考えて参りますとそういうことになつておらぬ。事實はむしろ逆である、従つて今回の改正案でこういうような上の方を増額をするということ是不合理である。下の方をもつと増額し

年数の加算がふえていくだけだ、こう
思います。どうでしょうか、そういう
ふうな事実には違ふでしょうか。

○高橋(等)委員　問題になっておりま
す点は、普通恩給の点で、遺族の方の
問題じゃないことは御存じの通りでご
ざいますね。これはよろしゅうござい
ますね。公務扶助料は関係はありません。
大体今度の恩給法の中の比率から
いいますと、約一割に当る人々につい
ての御議論だと考えます。それで今申
し上げました点におきましては、なる

なければいけない。そうしないと國民
的な公平の原則が恩給法によってはる
かにくずされて参る。そういうことにな
って新しい社会を作りますときのつ
まづきになる、こういう点を私は指摘
して改正案に対する反省を求めたいの
で申し上げたのであります。

さらにそれでは次の問題に移って参
りたいと思います。ここで念のために
伺っておきたいことは、恩給局長に伺
いたいと思います。どうぞございませう
か、恩給というものを今回の改正で

ここにでてきた、あるいはすでに二三年前に軍人恩給復活で恩給が裁定をさされて、たとえば年額三十万円なら三十万円を給付するということになる、それはいわゆる憲法上の既得権、財産権というようなことの確立ということになりましようか、御意見を伺いたい。

○三橋政府委員　今長谷川委員の仰せられましたごとく一つの既得権になる、こういうふうに考えております。

〔長谷川（保）委員〕 それです。から恩給を左右することは実に重大なる意味を持つと思う。既得権であと変えられなくなってしまうと、国民年金制度というようなことを考えますと、この改正に

ついでにはほんとうに将来を見通して、将来の国家財政あるいは国家全体の政治のあり方、そういうものを十分に見通してやらないと重大問題になると思う。そこで先ほど来申し上げておりますが、国民年金制度を近い将来にしくということはどなたが考えましても、率直に考えれば当然のことであります。そういう点を考えて参りますと、この恩給法の改正で国民年金より上に出来ます金額を給与するという点を考え

て参りますことは將來の国民的な公平を欠く大きな問題に至りますので、この点私どもは非常に注意を払わねばならぬ、こういうように私は考えるのであります。これらについても意見の相違ということになりましょう、この点はその程度にしておきまして次の点に移つて参ります。

改正法案の具体的な問題でありますが、御承知のように引き続き一年以上、今までは引き続き七年以上でございましたが、引き続き一年以上七年未

○高橋(等)委員 一連のものといいますが、三十五条の三です。しかしこれに私は終戦時の非常事態の責任を自給だけに限るべきでない、全戦争期間において責任を自給したものを、そればかりでありません、戦争に連れていかれましていろいろな理由で自給した者がたくさんあります。あるいは平病死したものがござります。その全戦争期間の自給者に拡大すべきである。これは平時と違ひまして、異常な神経になります。これはどなたも戦地に参りましたものはわかるわけでありまして、従いまして、それがどういふような事情で自給をいたしたにしましても、私はやはりこれは全自給者に適用すべきである、こう思うのであります。終戦時の非常事態だけの責任を自給というようにお考えになる点はどこにありましようか。

○長谷川(保)委員 たとえば二十四条にもほぼ同じような傾向のものが出て参りますが、それは財政的な見地からだけでありましようか。

○高橋(等)委員 財政的な見地でいたしましたものと、また財政的な見地とともに、かくすることも妥当ではないかと思われ一般の国民感情その他すべてのものを勘案してやったもの、といふところがあると思ひます。

○長谷川(保)委員 四ページの拘禁の關係のところを拝見いたしますと「拘禁されている者に給する恩給は、当該拘禁が解かれた日の属する月の翌月から給するものとする」となっております。この点は恩給法全体に照らしてみますと、拘禁中は公務に服しているのだ、だから給料をもらっているからやめでいいのだ、拘禁が解かれると公務に服していることから解放されるから恩給が出るのだ、こういうふうに考へられます。そうすると拘禁中は一体どういふ処遇をしているかということになつて参るのであります。ただいま私が考へましたようにならうに考へてどうでありましようか。提案者はまた別の考へで提案なさつておりますか。

○高橋(等)委員 この問題は中共、シベリア等で拘禁せられておりますものと歩調を合す考へ方が基礎になつております。

○長谷川(保)委員 五ページに終戦時の非常事態において責任を自給した者に対し公務扶助料を出すというやうな、援護法と相応する条項がござります。これは終戦時非常事態の責任

自給のことをさしているようでありまして、三十五条の三です。しかしこれに私は終戦時の非常事態の責任を自給だけに限るべきでない、全戦争期間において責任を自給したものを、そればかりでありません、戦争に連れていかれましていろいろな理由で自給した者がたくさんあります。あるいは平病死したものがござります。その全戦争期間の自給者に拡大すべきである。これは平時と違ひまして、異常な神経になります。これはどなたも戦地に参りましたものはわかるわけでありまして、従いまして、それがどういふような事情で自給をいたしたにしましても、私はやはりこれは全自給者に適用すべきである、こう思うのであります。終戦時の非常事態だけの責任を自給というようにお考えになる点はどこにありましようか。

○高橋(等)委員 私も同感でございます。それでこれは援護法を受けた規定でございます。援護法の審議の際に基本的な問題は御審議を願う方が適當ではないかと考へます。それで大体御心配のないやうに實際は運ばれておると御了承願ひたいと思ひます。

○長谷川(保)委員 それでは午後にしていただきます。

○受田委員 今日ソ連、中共に抑留されておる人は、これはソ連では戦犯と称しておりますが、恩給局長はこれを戦犯としてお考えですか、いかがですか。

○三橋政府委員 国内法的には戦犯とは考へられておりません。従つて私も考へられておりません。

○受田委員 今抑留されている人々は現に普通恩給を支給されておる。それが今度戻つてから後に戦場に帰るならば、その普通恩給が支給された者はもう一応過去のものととして新しい給与体系の公務員になつてくるのであります。二十九条の二項は、果敢に拘禁されている者の拘禁中の期間は、未復員公務員の抑留中の期間は、未復員命令によつて逮捕抑留せられ、そうして拘禁された人の中には、すぐ果敢に拘禁された方もおられましようし、また南方の諸地域において逮捕抑留されて拘禁され、その後果敢の方に輸送されて果敢におられる方もおられるのでござります。そこでさういふやうな方を全部考へました場合におきまして、拘禁の期間を少し語弊があるかも知れませんが、大まかに申し上げますならば、ソ連に抑留されている方と同じやうに考へられないだろうか、こういうことがこの考へ方の基本になつておるわけですが、従ひまして結局今お話のやうにソ連に抑留されているその期間が恩給の期間に繰り入れられると同じやうに、連合軍最高司令官の命令によつて逮捕抑留されて拘禁されて、抑留といふ言ひが、拘禁といふと少し言葉が違ひますが、拘禁イコール抑留と

考へますと、その期間は未帰還の期間に繰り入れて恩給を考へる、しかしながら無条件に繰り入れるといふことはしない、ソ連に抑留されておる方も恩給年限に達するまでを前提として考へられております。それと同じやうな取り扱ひをしなうといふのがこの考へ方の基礎であります。

○受田委員 抑留されているソ連中共の未帰還公務員は普通恩給を給せられるに至る月の翌月よりその家族に恩給が支給されているのです。ところがこちらの方は抑留中は恩給が支給されてないといふ、その差異をお尋ねしておるわけですが。

○三橋政府委員 それにつきましましては、今お話のやうに、確かに差は設けられてあります。これにつきましましては同じやうに取り扱ひをせよといふ議論もありません。この案は若干差がついております。お話の通りであります。

○受田委員 その普通恩給を給せられておる人々は、二十八年七月末現在において普通恩給の期間に達したる人々は、そのうち四十五歳に達せざる人々に対しては若年停止規定によつて恩給が停止されております。この人々はいかなる形で救済されておりますか。

○三橋政府委員 ちょっともう一ぺん……

○受田委員 今の二十八年にできた法律の付則の例の三十条によつて、普通恩給が給せられるのであります。その未帰還公務員の恩給が若年停止で停止されている人々にはいかなる給与がされておるか。この問題は若年停止者は普通恩給を給せられることによつて

文官の二十三年六月以前の退職公務員の仮定俸給との比較検討を、できれば官等別、職種別等を含めた意味で御報告いただきたい。特にこの問題は、明

たが、できるだけ御希望に沿うようにいたしますけれども、明日までではあるいはできないことも少くないかと思

いるな個人的な関係から、軍隊に召集せられまして戦地に行くというようなことで発狂をするというような問題もありましょう。いずれにしてもそういう

で十分御審議をお願いしたいと思
います。

○長谷川(保)委員 同様の種類であり
ますけれども、やはり戦地における平

て、今日なお全国の国立病院にいられる人々にもありますが、その内地で発病した者は、いわゆる二等症として差

別扱いをされておりますが、こういうような人々もみなこういう精神で、公務扶助料を与えあるいは普通恩給を与えるように、当然しなければならぬと私は思うのであります。先ほど来のお話のように、単に財政的な理由でできないというなら別であります、やはり公平の原則から申しますれば、そうたくさん教ではないのでありますから、私はそこまで広げてあげるべきだと思ひます。軍人恩給の建前に立ててこれを改正するというならば、そこまで広げるべきだと思ひますが、そこまで広げなかった理由はどうでしょうか。

○高橋(等)委員 お話の通り援護法が基本になって、それを受けて恩給法による公務扶助料の支給になるわけであり、それでこのたびの公務死の、いわゆる範囲拡大という問題が、援護法の改正に出ておりますが、それはやはり社会労働委員会を議を尽される問題だと思ひますけれども、一応申し上げてみますと、戦地におきまして、ただいま御指摘になったような平病死その他で、恩給年金の支払いがなされない者が現在まではあるわけであり、これは御指摘の通り、因果関係を広く見ます場合には、当然公務扶助料その他が出されてしかるべきものだと考えます。そうした者につきましては公務扶助料を出すことに、援護法の審議の過程で修正したいというところは、これは自民両党でも話がついております。そこで自己の重大な過失または故意によらないものは全部やるのだ、実はこういう考え方をいたしているのではありません。それを受けて恩給法上も、援護審査会において過去において

恩給を拒絶した者がございしますが、それらにつきましても一度厚生省で援護審査会にかけて慎重に審査して、そしてそれを通りました者については全部恩給を払うというように、現行法ではどうにもならなかった者の救済規定も、この改正法の中に入っております。が、今の内地の問題は、確かに内地の方々の死亡についてもお気の毒の方がたくさんございしますが、元来この恩給法の精神が、戦地における問題及び内地で敵を攻撃しようとする事故が起った、いわゆる公務という問題で、公務死または敵の攻撃下というようなことが中心になって公務扶助料が規定されております。この内地の公務死の範囲をどこまで拡大するかというところは、これはいろいろ問題があるでござい、ま、これは、これは、財政上の問題と、その他一般の戦争犠牲者の人のいろいろな均衡の問題、また過去からのいろいろな沿革、天変地異その他のいろいろな内地死亡については、恩給法で扱わないで、ほかいろいろ扱いを従来やって参つております。そういうようなことを考慮いたしまして、このたびはこれを入れておられません。その点はもとより御了承をお願いいたしておきたいと思ひます。

○長谷川(保)委員 たとえば内地で召集されて勤務しております、榮養失調あるいは過労が原因になりました、結果が発病してしまつた、そういう人たちが今日なお差別待遇を受けて療養所におられますが、援護法すらも適用されない。もし軍人恩給というものをやるならば、当然これは、たとえば手足を失つたと同じような、現実問題として非常に大きな身体障害を受けて、働

くことができないで、ずっと病床にそのままおるのであります。あるいは常時看護を要する者もその中にあるわけであり、こういうことでもありますから、もし軍人恩給というものを復活するならば、援護法で扱うべきではなくて、軍人恩給で正々堂々と扱うべきである、こういうふうに思ふわけであり、また、高橋議員も御承知であつたと思ひますが、ビキニの水爆のあとで、私も都築博士を参考人として国会にお呼びいたしました、都築博士が申しました証言の中に、このビキニの患者たちが将来、一応からだがおつて、町へ出て自動車に衝突して死んだ、そういう事故で死んだとして、それは水爆の結果と考えるべきである、つまりそれほどこで、水爆の放射能があつたといふことで、身体のだるに大きな故障が起きておる、あるいは精神に故障が起きておる、こういうふうには都築博士は考えられて、そういうふうには証言されたと思ふのであります。が、同様に、たとえば戦地で自殺をしたとか、あるいは当然自己の責めに帰すると考えられるような死に方をいたしましたり、あるいは重大な過失だと考えられるような死に方をしたとして、それらは戦地に引っぱられたからこゝろの問題で、よくいへば、従軍したから起つた問題なんです。公務に服しているから起つた問題なんです。だから私はそういうような区別をすべきでない。特に御遺族の身になってみますと、たとえば私が調査を依頼されましたのは、歩哨に立つておる間に倒れて次の歩哨が行つたら倒れて、死んでおつた。これに対して、当時の診断書は脳出血です。ところが戦友の諸君

は証言をいたしました、いや、それはたまたま頭を撃たれて死んでおつたのだ、こう言うのであります。また同じ部隊におりました他の諸君は、いや必ずしもそうでもないのだ、この結果恩給法に該当しないで、その御遺族は犬死にだといって非常に悲しんでおります。やはり今日の日本人にもそういう感覚がありますから、国家のために死んだのだ、靖国神社に祭られたのだといふことと犬死にだといふことは、大きな違いがあるわけですから、御遺族の感情を考えますと、同じ戦地において死んだ、あるいは内地で榮養失調、伝染病その他で死んだといふ場合には、御遺族にしましては、これにそういう方々は大死にだといつて泣かれる、これはごもっともなことだ。だからそういう悲しみを絶対させないために、また実際問題として、これらの人々がたゞい重大な過失、自己の責めに帰すべきものと考えることであつても、ただいま申しました都築博士の証言をもつて考えられますように、戦争のためにいろいろな心理状態になり、いろいろなからだの状態になつて、そういう場合に立ち至るわけですから、だからむしろそんな文句は法律の中から取つてしまふべきであつて、戦地に動員せられた方々の死亡等については、どんないさぎよく公務扶助料を出し、あるいは今日病床にあり、あるいはいづゆる二等症といわれております、内地で発病した結核患者の諸君に対しても、当然恩給を出して、見えてあげるといふことすべきだと思ふのであります。そういうような区々たる差別をつけることはおかしいと思ふ。

これは援護法でやるべきでなく恩給法でやるべきである。また自己の責めに帰すべきだとか重大な過失だとか、そういうような言葉を残していくところの方が変だと思ふ。そうしないで、むしろ思い切つて直すべきだ。単なる財政上のことというふうなことでこれを処理すべきでないと思ふのです。ここまで改正なさいますか。

○高橋(等)委員 大体故意または重大なる過失であつて、それであるという学証責任を政府に負わすといふことからいいますと、もう考えられるほとんどの全部の方に実は出るのであります。(「そうではない」と呼ぶ者あり) いや、出るわけですから、それは考えられるほとんどのすべてが出ます。ただ国費を出すわけでございますから、故意、重大なる過失で一応縛つておかないと工合が悪い、こういう考え方に立っているもので、これは極端な例を申し上げますと、今の自動車の運転をやつたとか、そんなものはもちろん入るでしょうし、歩哨しておつて死因が不明で死んだ人も入るでしょう。(「入っていない」と呼ぶ者あり) いや、今までは死因不明の者は、死因についての学証責任が政府になつたわけですから、請求者であつたわけで、病名がわからないと出さないといふ不合理がある。ところが十年も前に遠隔の地で起つたことがわかるはずがないじゃありませんか。そういうようなものは一切、何で死んだからわからぬ場合には、それが重大なる過失であるかどうかといふことを、政府が学証責任を持たない以上は全部払う、こういう建前になつておりますので、御心配の点は全部解消した

とお考え願ってけっこうであります。ただ内地の問題については先ほど申し上げた通りであります。

○長谷川(保)委員 この恩給増額を三十年の十月からというようになさいましたり、あるいはまた三十一年の六月という期限をつけ、七月からどうか、こういうようないろいろなことをごさいますか、これはただ唯一に財政的な意味でございしますか。

○高橋(等)委員 先ほどちょっと申し落しましたが、援護法の問題は政府原案はそういうことになっていくわけがないのであります。これは自民両党でそういう修正を用意をいたしておるといふことを申し上げたのでありますから、その点は誤解のないようにお含み願って、社会労働委員会の方で十分御審議をお願いしたいと思ひます。

今の来年の六月まで半額、その他満額というのは、これは一に財政上の要請からでございます。

○長谷川(保)委員 昨日来の質問応答でもわかってきましたように、もう来年から一兆円予算は堅持しないのだ、もう一兆円予算はワクをはずすのだ、こういうことならば、来年は何も七月以降なんというけちなことをつけぬで、来年度になったらどんどんおやりになったらいかがかと思ひますが、一兆円予算をはずすというおつもりでなかつたことをしなげばならないか。本年度は予算がないからというならばわかりますが、来年度もなおこういう制限を考慮しなければならぬという理由がわからないのです。どうしてこういうように段階をつけたか。

○高橋(等)委員 これは予算が前年度に比べてその次の年に急激に膨張することを防ぎたいために、実は三十二年度をピークにいたして、三十年代、三十一年度、三十二年度と上っていくように、一ぺんにぎゅっといくのを控えるという趣旨でありますから御了承願ひたいと思ひます。

○長谷川(保)委員 終つておきます。○宮澤委員 床次徳二君。

○床次委員 この機会に伺ひたいのですが、今回の恩給法におきましては、相当軍人恩給に対して考慮されておると思ふのであります。過般本会議の質疑の際においても指摘せられたのであります。実は旧日本軍人にして日本人にあらざる者が残されておるのであります。この点に關しましては、日本人でないからというゆゑによつてお答えになつたのであります。現実の状況を御覧を参りますと、そのお答えだけではわれわれは満足ができないと思ふのであります。すなわち現在集積に多數の戦犯者がおるのでございします。その中には、たとえば台湾出身の旧日本軍人さんがおられます。しこうしてこれらの人は何ら恩給法の恩典にもあらずからないのみならず、今後の生活その他に對しましても何らの措置がないのであります。この点を恩給法において見ろというところにございまして、これは提案者のお考えと同様でありまして、私は恩給法では困難であらうと思ふのであります。さりとてこれは決してそのままでほうっておいてよいというのではないのであります。当然私は政府のなすべき大きな職責であらうと思ふのであります。この点に關しまして國務大臣のお考えを承りたいと思ふ次第であります。

○大久保國務大臣 床次さんの言われ

た通りでありまして、実情は実に氣の毒でありますけれども、今日の恩給法の建前としては、日本に国籍を保持しておる者に支給するという建前になつておるので支給はできません。しかしながら外務省の交渉次第によつては何かの救済の方法を講じられるのじやないだらうか、こういう期待はかけておきます。

○床次委員 外国人でありますので、外務省の折衝によつて何らかの方法が得られるのではないかと御答弁でありますが、一例を台湾の關係者にとりましますと、台湾といひましては、実は旧日本軍人は、現在の中國政府から非常なる反感を受けておるような立場であります。従つてこれが中國政府から救済を得るということにございましては事實困難であります。すなわち彼らが果敢で釈放せられまして、これが台湾に帰ることが不可能であるばかりでなしに、その生活それ自体もできないというやうな状態でありまして、全くこれは日本政府でもって処置すべき状態になつておるのであります。これは所管が違ふかと思ふのであります。場合によりましたならば、厚生省におきまして厚生大臣より承らなければならぬと思ふのであります。もし大臣から御答弁がいただけるならば、政府として善処をするということに對しまして御答弁を得たいし、また具体的には厚生大臣からお答えを得たいと思ひます。

○大久保國務大臣 今申しました通り、まことに氣の毒でありますから、厚生大臣でもよろしうございします。私の方からも申し上げますが、外務省及び厚生省に向つて請求してもよろ

しうございします。できるだけ善処します。

○床次委員 この点に關しましてはただいま御答弁がありましたから、それぞれ關係大臣から御答弁をいただきたいと思ひますが、特に現下の情勢から見ますと、すなわち日本人關係の戦犯者に對しましては、今回の提案によつてそれぞれ現況におきましては適正だと思はれる処置が講ぜられつつある際、彼らのみとり残されるということ是非常に大きな問題になつておりますので、当局におきましては十分御研究の上御答弁あらんことをお願いいたしておきます。適當のときでよろしうございしますからお願いいたします。

それからこの機会になお提案者たる高橋議員に承りたいのであります。が、今回は主として軍人恩給に對する処置が考究せられまして、最善と思はれるところの對案ができたのであります。しかし恩給法全体から見ますと、いろいろ問題が残されておると思ふのであります。特に提案者といひましては、いかうな——これはきわめて概括的でいいと思ひますが、今後機会がありますならばぜひとも解決しなければならぬ問題、たとえば文官恩給等のごときものにつきましてもあると思ひますけれども、將來において処理すべきものとして残された問題について二、三御指摘をいただきたいと思ひます。

○高橋(等)委員 せっかくの御質問ですが、私の私見をお聞き下さつてもこれは何にもならないと思ひます。私は共同提案者の一人として、本法に對する將來の政策について提案を申し上げたわけでありまして、ただいまのお尋ねは結局私個人の考え、自由党の

考えを申し上げることになるわけでありまして、一つ御容赦をお願いしたいと思ひます。

○床次委員 恩給問題に關しましては、それぞれ各院において研究し、われわれといひましてはなすべきことがたくさん残されておると思ふのであります。が、しかしながら現下におきましては、事情やむを得ないものとして最も緊急と思はれるところのこの軍人恩給の問題を率先して取り上げて、これを現実化したそうとしておるわけでありまして、將來の問題に關しましては相當残されたものがあることを私は考へておるのであります。この機会に政府に伺ひたいのであります。が、政府が今後善処したいと思ふ問題に關しましては、いかうにお考えになつておるか、御指摘をいただきたい。これによつて關係者といひましては満足ができるのではないか。今日軍人恩給のみを取り上げて、他のものを顧みないといふのではないといふことをこの機会に明らかにしていただきたいと思ひます。

○大久保國務大臣 軍人の恩給につきましてはこの間ちょっと申し上げたかと思ふのであります。残つておる問題は、これは軍人の方の希望であります。が、加算の問題であります。すなわち一年間戦地におつた人はこれを二年に計算する、あるいは三年に計算したらどうか、あるいは飛行機に乗つた者で一年勤務した者は三年に計算するとか、あるいはタンクに乗つた者で一年の者をまた二年なり三年なりに計算したらどうか、そうしたければ普通の勤務者と不公平である、こういういふゆる加算の問題が残されておるのであり

ますが、この問題の研究は兵の書類が、あるいは焼けたり紛失したりして完全なものが残っておりませんので、その内訳をこまかく調べる機会が今のところないのであります。各県における世話係というのがありますが、そういう係で多少材料を集めておりますけれども、完全なものはないのです。幸いに今回の恩給増額に伴って多少事務費が増額になりました。この経費の幾分でも使つてこういう方面の調査をしたり、この問題をいかにするかということをきめたい。これが、一つの軍人恩給として残された問題ではないかと、こゝろ私は思つております。

それからもう一つ、これは軍人恩給ではなく、文官の恩給であります。文官の恩給は必ずしも公平にいつていないところがあります。ことに今は一万五千円ベースでありますけれども、恩給は決して一万五千円ベースに計算されていないのであります。前のベースをとつて計算されておるといふようなありさまでありますからこの調和をどうするか。つまりこれからやめた人は得をして、前にやめた人は損をするという結論になるのでありますから、これは不公平ではないかということでありまして、このこぼこをどうして是正したらいいかという問題がまず残されておる問題ではないか、こゝろ想像しております。

○床次委員 ただいま最も大きな二つの問題について御指摘があったと思うのですが、これはそれぞれ関係者におきまして非常には正を要望しておる点であります。本年度におきましてこれを実現することにつきましては、私ども非常に困難だと思つております。

が、政府におかれましては、これをすみやかに結論を出されて善処をせられるべきものと思つておりますが、この点に關しましてあらためて政府の御所信を伺います。

○大久保国務大臣 加算の問題につきましては材料の整次第方針を決定いたしたいと思つております。文官の方は、こゝとは主として軍人關係に重きを置いて増額になりましたが、將來においてこの問題と取り組んで何とか方法をきめたいと思つております。

○宮澤委員長 はかにこの際御質疑はありませんか。——なければ本日はこれにて散会いたします。

午後二時散会